

請戸川土地改良区手数料規程

第1条 この規程は、手数料を徴収することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この土地改良区が行う事業に係る以外の事業につき、本規程の定めるところにより手数料を徴収する。

第3条 手数料の種類及びその額は次のとおりとする。

- | | | |
|--|------|---------|
| 一、農地転用等意見書交付手数料 | 1件 | 2,000円 |
| 二、土地改良施設他目的使用承認申請手数料 | 1件 | 30,000円 |
| 三、同条一、二に係る現地調査手数料 | 1件 | 3,000円 |
| 四、土地改良施設に係る工事設計承認申請手数料 | 1件 | 3,000円 |
| 五、公簿・区分書の謄(抄)本、その他諸証明交付手数料 | 1件1枚 | 200円 |
| 六、土地改良区管理の地図・調書の写しに係る申請交付手数料について【別表1】の | | |
| とおりとする。 | | |

第4条 前条の手数料は、許可書(意見書)又は謄(抄)本、証明書等交付の際に徴収する。但し、次に掲げる場合は、手数料を減免することができる。

- 一、官公署からの申請又は請求のとき
- 二、その他理事長が必要と認めたとき

第5条 この規程に定めるもののほか、手数料に徴収に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成 9年10月 1日から施行する。

この規程は、平成10年 1月14日から適用する。

この規程は、平成14年 8月 8日から適用する。

【別表1】

A0	カラー	7,200円	A4	カラー	50円
	白黒	1,000円		白黒	10円
A1	カラー	3,600円	B4	カラー	50円
	白黒	400円		白黒	10円
A2	カラー	1800円	B5	カラー	50円
	白黒	250円		白黒	10円
A3	カラー	80円			
	白黒	10円			